

個別株主通知に関するQ&A

2024年4月
株式会社証券保管振替機構

個別株主通知に関連して、投資者の皆様からお問い合わせの多い内容について、Q&A形式でご紹介いたします。

Q1：個別株主通知の手続にはどれくらいの日数を要しますか？

A1. 個別株主通知の手続において、証券会社等から個別株主通知の申出の取次ぎを受けた証券保管振替機構は、株主とお取引のあるすべての証券会社等を特定した上で、株主が保有する株式数の報告の依頼を行い、報告依頼を受けた証券会社等は、証券保管振替機構に対して株主が保有する株式数の報告を行うことになっています。

この手続に要する日数が標準的なケースでは、個別株主通知は申出日の4営業日後の日に発行会社に対して通知されますが、お取引のある証券会社等によっては、申出日から10営業日程度を要する場合があります^(注1)。

このように、証券会社等によってこの手続に要する日数が異なることから、株主は、個別株主通知の申出時点で個別株主通知の予定日を確認することができません。個別株主通知の予定日は、お申出の翌営業日以降に、証券保管振替機構から証券会社等を通じて連絡されますので、当該連絡によってご確認ください。

注1 お取引のある証券会社等が証券保管振替機構に対して直接に株主の保有する株式数の報告を行う証券会社等である場合（標準的なケース）には、手続に要する日数が少なくてすみませんが、お取引のある証券会社等が証券保管振替機構に対して他の証券会社等を通じて間接的に株主の保有する株式数の報告を行う証券会社等である場合には、手続に日数を要します。なお、お取引のある証券会社等が複数ある場合には、個別株主通知はすべての証券会社等の手続が終了した後に発行会社に対して通知されます。

Q2：個別株主通知の一部通知とはなんですか？

A2. 通常の個別株主通知では、お取引のある証券会社等が複数ある場合には、原則として、少数株主権等の行使の対象である銘柄を管理する証券会社等のうちの1社に対して、個別株主通知の申出を行えば、申出を行った証券会社等以外の証券会社等で管理されている株式数も含めて、該当銘柄の保有するすべての株式数の情報が発行会社に通知されます^(注2)。

これに対して、個別株主通知の申出を行った証券会社等で管理されている株式数のみを個別株主通知の対象とするのが一部通知になります。このため、複数の証券

会社等で個別株主通知の対象である銘柄が管理されている場合等^(注3)に、一部通知の申出を行ったときは、申出を行った証券会社等以外の証券会社等で管理されている株式数は個別株主通知の対象にはなりません。

この一部通知の申出を行った場合には、行わなかった場合と比較して、発行会社に対する通知の所要日数が概ね短縮されますので、お急ぎの際は一部通知のご利用もご検討ください。

注2 それぞれの証券会社等にお届けされている氏名又は名称若しくは住所等が異なっていること等により、証券保管振替機構において同一の株主と認識できない場合等には、該当銘柄の保有するすべての株式数の情報が発行会社に通知されないときがあります。

注3 個別株主通知の対象である銘柄を担保に供している場合に、一部通知の申出を行ったときも、当該担保に供している株式数は個別株主通知の対象にはなりません。

Q3：上場廃止となる銘柄の個別株主通知の申出はできますか？

A3. 個別株主通知の申出を行うには、個別株主通知の申出日時点において、対象の銘柄が証券保管振替機構における取扱対象銘柄^(注4)である必要があります。

金融商品取引所に上場している銘柄が上場廃止となった場合には、証券保管振替機構では、原則として、上場廃止日の2営業日後の日当該銘柄の取扱いを廃止することから、上場廃止日の翌営業日までであれば個別株主通知の申出を行うことが可能です。

なお、金融商品取引所で上場廃止となった後でも、証券保管振替機構で取扱いを継続している銘柄^(注5)もありますので、個別の銘柄に係る証券保管振替機構における取扱有無については、証券会社等にお問い合わせください。

注4 個別株主通知の対象となる取扱対象銘柄は、金融商品取引所に上場している国内の株式（日本証券業協会が運営するフェニックス銘柄制度に指定されている株式も含まれます。（フェニックス銘柄の詳細は、日本証券業協会のホームページをご覧ください。））及び金融商品取引所に上場していない国内の株式のうち所定の要件を満たすものが該当します。なお、金融商品取引所に上場している国内の投資口及び協同組織金融機関の優先出資についても、株式と同様に、個別投資主通知及び個別優先出資者通知の仕組みがあります。

■日本証券業協会（フェニックス銘柄制度）

(<https://market.jsda.or.jp/shiijo/phoenix/index.html>)

注5 上場廃止となる発行会社が、証券保管振替機構が定めた一定の要件を満たし、証券保管振替機構における取扱いの継続を希望した場合には、取扱いが継続されます。

Q4：株主総会で株主提案を行いたいのですが、注意点はありますか？

A4. 株主提案権は、株主総会の8週間前までに行使する必要があります^(注6)。
株主提案権を行使する前に発行会社へ個別株主通知が行われる必要がありますので、個別株主通知にかかる日数に注意し、個別株主通知の申出は余裕をもって行ってください。

注6 会社法第303条に定められています。なお、発行会社によっては定款の定めによって、8週間よりも短い期間を設定していることもありますので、詳細については発行会社にお問い合わせください。

Q5：個別株主通知によって発行会社に通知された内容を詳細に知りたいのですが、どうすれば良いですか？

A5. 発行会社に対して個別株主通知が行われると、証券会社等から、個別株主通知が行われた旨、通知日及び当該証券会社等において管理されていた株式数の情報等が記載された「個別株主通知済通知書」が交付されます。

発行会社に通知される個別株主通知では、個別株主通知の対象期間（申出受付日の前日から6か月と28日前の日～申出受付日の前日）における保有する株式数とその増減等の情報が通知されますので、証券会社等から交付された「個別株主通知済通知書」に当該個別株主通知の対象期間における保有する株式数とその増減等の情報の記載がない場合には、「個別株主通知済通知書」を交付した証券会社等に対して当該情報の提供を依頼することができます。

なお、複数の証券会社等から「個別株主通知済通知書」を受け取った場合には、それぞれの証券会社等に対して同様の依頼を行うことで、発行会社へ通知された株式数とその増減等の情報を知ることができます。

Q6：個別株主通知によって発行会社に通知された株式数が、自身が認識している株式数と相違するのですが、どうすれば良いですか？

A6. 証券会社等から交付された「個別株主通知済通知書」を確認し、当該証券会社等が管理していた株式として証券保管振替機構に報告した株式数と、ご自身が当該証券会社等で管理されていると認識していた株式数が相違する場合には、当該証券会社等へお問い合わせください。それ以外の場合には、個別株主通知の申出を行った証券会社等を通じて証券保管振替機構へお問い合わせください。

Q7：個別株主通知を行うのに手数料は必要ですか？

A7. 個別株主通知の申出を行う際の手数料の取扱いについては、証券会社等によって異なりますので、証券会社等へお問い合わせください。